

第23期第5回福島海区漁業調整委員会次第

日 時 令和8年3月25日(水) 13:30～
場 所 【福島会場】 福島県庁西庁舎9階 農林総務課会議室
(福島市杉妻町2-16)
【相馬会場】 福島県水産資源研究所 大会議室
(相馬市光陽1丁目1-14)
【いわき会場】 福島県水産会館 研修室
(いわき市中央台飯野4丁目3-1)

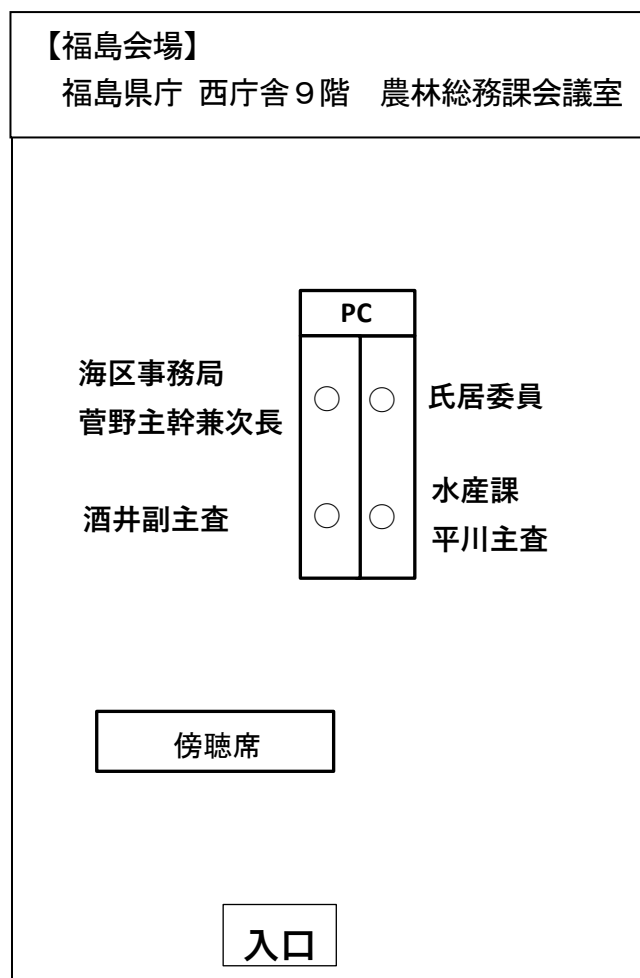
- 1 開会
- 2 会長挨拶
- 3 出席状況報告
- 4 議事録署名人選出
- 5 議 題
 - (1) 議案
議案第1号 特定水産資源の漁獲可能量の変更について(くろまぐろ)(諮問・答申)
- 6 閉会

第23期第5回福島海区漁業調整委員会 出席者名簿

日 時 令和8年3月25日（水）13:30～
 場 所 【福島会場】福島県庁西庁舎9階 農林総務課会議室
 【相馬会場】福島県水産資源研究所 大会議室
 【いわき会場】福島県水産会館 研修室

海区漁業調整委員会委員			知事部局・海区事務局職員等		
選任区分・役職	氏名	会場	所属及び職名	氏名	会場
漁業者（会長）	今野 智光	相馬	水産課長（併） 海区事務局長	平田 豊彦	いわき
学識経験（会長代理）	鈴木 哲二	WEB	水産課主査	平川 直人	福島
漁業者	今泉 浩一	いわき	水産課主査	寺本 航	いわき
漁業者	狩野 一男	相馬	水産事務所長	佐久間 徹	相馬
漁業者	平 仁一	相馬	水産事務所主任主査	實松 敦之	いわき
漁業者	永瀬 哲浩	いわき	水産海洋研究 センター所長	山廻邊 昭文	いわき
漁業者	久田 要一	相馬	水産海洋研究 センター副所長	根本 芳春 （傍聴）	いわき
漁業者	森田 政利	相馬	水産資源研究所長	後藤 勝彌	相馬
漁業者	吉田 康男	いわき	海区委員会事務局 主幹兼次長（総務）	菅野 学	福島
漁業者	渡邊 登	相馬	〃 次長（業務）	佐藤 太津真	相馬
学識経験	鈴木 由美子	いわき	〃 副主査	酒井 理沙	福島
学識経験	宮崎 奈穂	WEB	〃 主 事	渡部 もも	いわき
学識経験	渡邊 千夏子	WEB	〃 主 事	新妻 樹	いわき
中立	氏居 俊夫	福島	〃 主 事	金子 正子	相馬
中立	宮下 朋子	WEB			

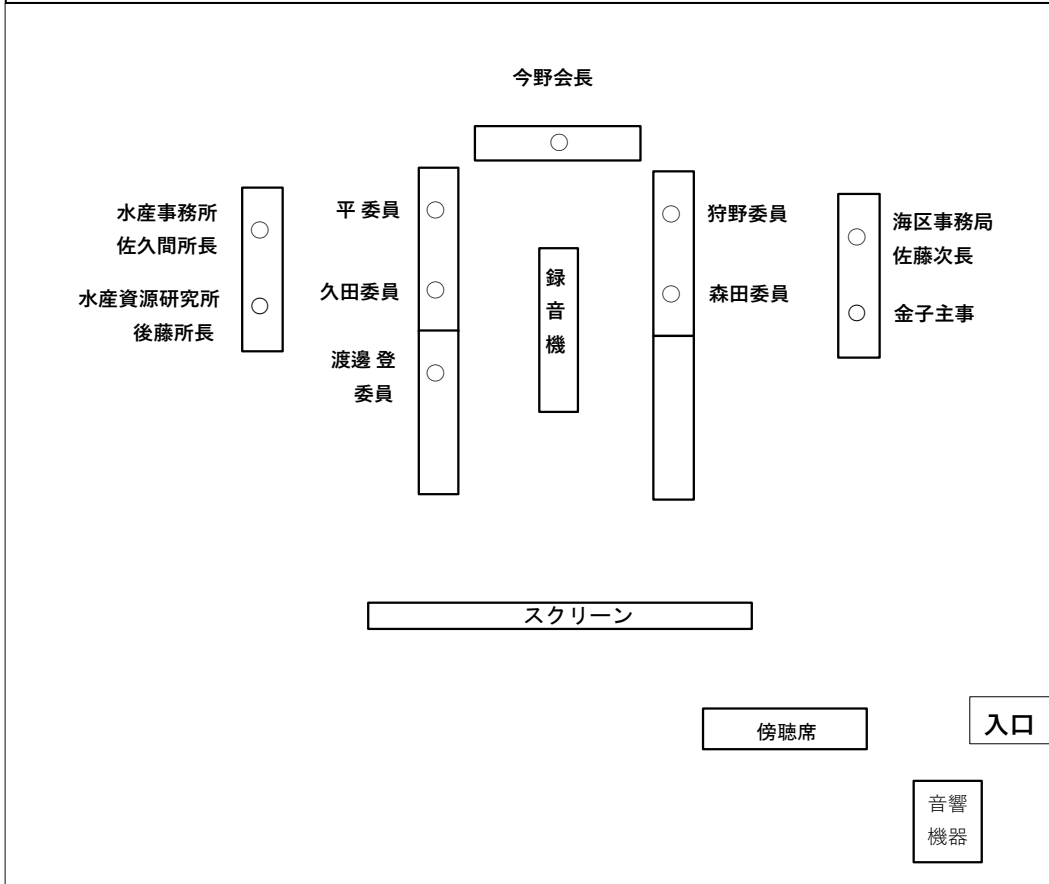
第23期第5回福島海区漁業調整委員会 席次



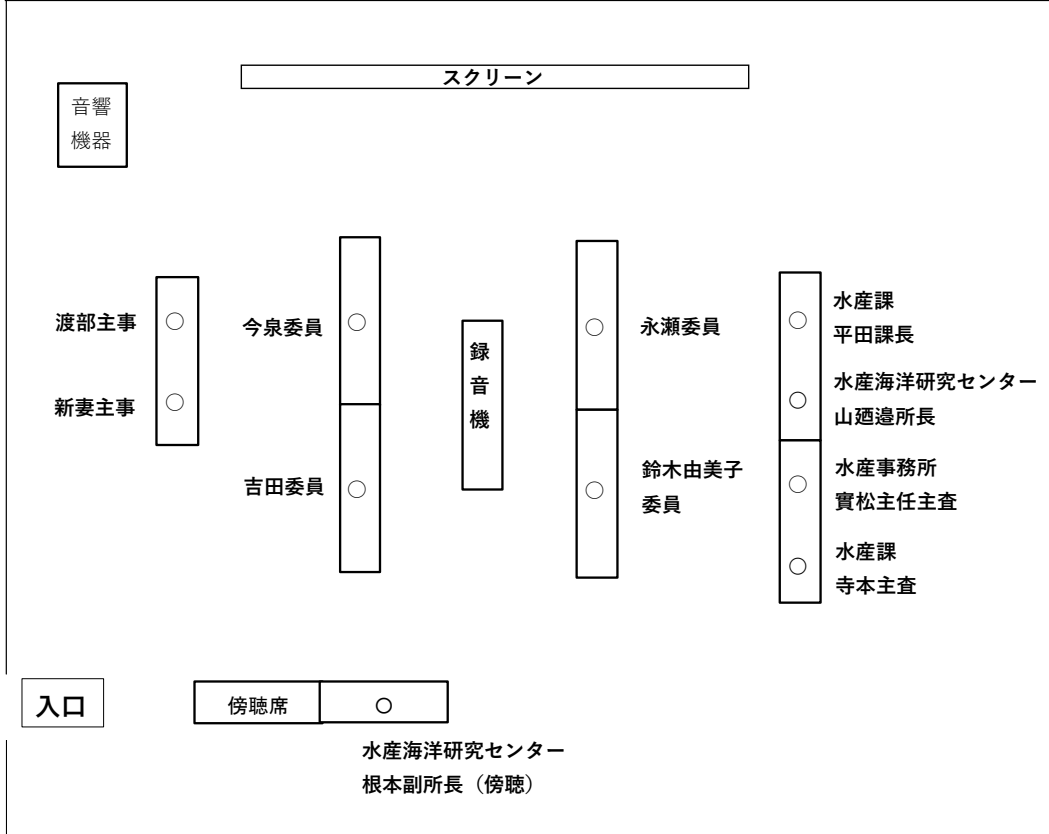
【リモート(WEB)出席】

鈴木 哲二 委員
宮崎 奈穂 委員
渡邊 千夏子 委員
宮下 朋子 委員

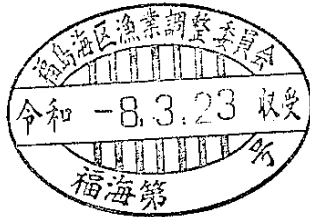
【相馬会場】 福島県水産資源研究所 大会議室



【いわき会場】 福島県水産会館 研修室



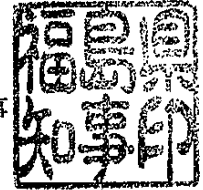
特定水産資源の漁獲可能量の変更について（くろまぐろ）
（諮問・答申）



7生流第4988号
令和8年3月23日

福島海区漁業調整委員長 様

福島県知事



特定水産資源の漁獲可能量の変更について（諮問）

このことについて、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定に基づき別紙のとおり変更したいので、同項で準用する同条第2項の規定により貴委員会の意見を求めます。

（事務担当 農林水産部水産課 副主査 酒井 電話 024-521-7379）

(別紙)

- 1 概要： 特定水産資源のうちくろまぐろ（小型魚）について、国から通知された数量に基づき、福島県資源管理方針に則して令和7管理年度の知事管理分の漁獲可能量を変更するもの。
- 2 根拠法令等： 漁業法第16条第5項（知事管理漁獲可能量の変更）
- 3 変更の必要性： 特定水産資源である「くろまぐろ（小型魚）」及び「くろまぐろ（大型魚）」に関する令和7管理年度（令和7年4月1日～令和8年3月31日）の都道府県別漁獲可能量について、同法第15条第6項に基づき農林水産大臣が変更するが、知事は、その範囲内において、資源管理方針に則して知事管理漁獲可能量を定める必要があるため。
- 4 変更の内容： 農林水産大臣から通知される数量に基づき、福島県知事管理漁獲可能を変更する。

特定水産資源	都道府県別漁獲可能量			知事管理区分	漁獲可能期間	知事管理区分に配分する数量	
	当初	前回変更	今回変更			現行	変更後
くろまぐろ（小型魚）	22.9 トン	34.1 トン (+11.2 トン)	<u>38.3</u> トン <u>(+4.2</u> トン)	福島県くろまぐろ（小型魚）漁業（上半期）	R7. 4. 1 ～ R7. 9. 30	13.6 トン	13.6 トン (±0 トン)
				福島県くろまぐろ（小型魚）漁業（下半期）	R7. 10. 1 ～ R8. 3. 31	20.5 トン	<u>24.7</u> トン <u>(+4.2</u> トン)
くろまぐろ（大型魚）	2.0 トン	2.0 トン (±0 トン)	2.0 トン (±0 トン)	福島県くろまぐろ（大型魚）漁業	R7. 4. 1 ～ R8. 3. 31	2.0 トン	2.0 トン (±0 トン)

(1) 都道府県別漁獲可能量について

ア 令和7年6月2日付け変更

小型魚について11.2トンの追加配分あり。内訳は次のとおり。

- ① 令和6管理年度の漁獲可能量の未利用分繰越0.6トン
- ② 令和6管理年度当初配分量の比率による配分1.3トン
- ③ 消化率メリット(※)9.3トン

※ 消化率メリット：令和6管理年度分の消化率が8割以上の都道府県が配分対象となるもの。

イ 令和8年3月18日付け変更

北海道と融通協議し、4.2トンの譲受が成立したことにより変更。

(2) 知事管理漁獲可能量の配分について

現状の小型魚の漁獲実績(暫定速報値)は以下のとおり。

	知事管理 漁獲可能量	漁獲実績	超過
上半期	13.6トン	13.6トン (13.56)	0.0トン
下半期	20.5トン	23.5トン (23.43)	3.0トン
年間計	34.1トン	37.0トン (36.99)	2.9トン

※ 令和8年2月12日に採捕停止命令を发出、2月13日から3月31日まで採捕停止期間。

- ・超過分の解消のため、小型魚の追加配分4.2トンを下半期に割り当てる。
なお、未利用分は令和8管理年度に繰り越される見込み。

5 諮問予定：令和8年3月25日

第23期第5回福島海区漁業調整委員会で諮問

(経過・予定等)

- 令和8年3月16日 北海道との融通(譲受)協議成立
農林水産大臣に協議結果報告、都道府県別漁獲可能量の変更要望、漁業法第15条第6項にて準用する同条第4項に基づく意見の同意
- 令和8年3月18日 農林水産大臣から都道府県別漁獲可能量の配分変更通知
- 令和8年3月25日 第23期第5回福島海区漁業調整委員会諮問・答申
- 令和8年3月下旬 知事管理漁獲可能量の公表(県報登載、水産課ホームページ)
漁業法第16条第6項に基づく農林水産大臣への報告

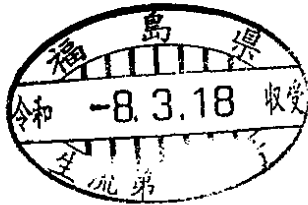
福島県告示第 号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十六条第五項の規定により、くろまぐろ（小型魚）に関する令和七管理年度（令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで）における知事管理漁獲可能量を次のように変更した。

令和八年 月 日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 上半期（令和七年四月一日から同年九月三十日まで）
 - 1 知事管理区分 福島県くろまぐろ（小型魚）漁業（上半期）
 - 2 配分する数量 十三・六トン
- 二 下半期（令和七年十月一日から令和八年三月三十一日まで）
 - 1 知事管理区分 福島県くろまぐろ（小型魚）漁業（下半期）
 - 2 配分する数量 二十四・七トン



7水管第3349号
令和8年3月18日

福島県知事 殿

農林水産大臣 鈴木 憲和

くろまぐろに関する令和7管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更の通知

くろまぐろに関する令和7管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更の通知について、漁業法（昭和24年法律第267号）第15条第6項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を変更したので、同項において準用する同条第4項の規定に基づき、通知いたします。

記

(表) くろまぐろに関する令和7管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更の通知

特定水産資源	変更した都道府県別漁獲可能量 (福島県分)	
	(変更前)	(変更後)
くろまぐろ (小型魚)	34.1トン	38.3トン
くろまぐろ (大型魚)	2.0トン	2.0トン